

海外派遣プログラム報告書

2018 年 1 月 10 日

増田郁子

I 概要

派遣先：McDermott Will & Emery
Belgium LLP

派遣期間：7 月 3 日～7 月 28 日



II 業務内容

i. 法律関連記事の英訳または和訳

- EU 一般データ保護規則に関する記事の英訳

EU 一般データ保護規則（EU General Data Protection Regulation）に関して、マクダーモット・ブリュッセルオフィス所属の日本人の弁護士が日本の法律雑誌向けに執筆した記事を、オフィス内レビュー用に英訳する作業を行いました。記事の内容は、2018 年 5 月 25 日から適用される同規則を概観し、日本の企業がこれを遵守すべき理由を述べ、遵守のための具体的対策を提案するものです。

- 緊急仲裁人制度に関する記事の和訳

国際商業会議所（ICC）の仲裁規則に定められている「緊急仲裁人制度」（Emergency Arbitrator Provisions）に関して、マクダーモット・パリオフィス所属の弁護士が執筆したニュースレターの和訳作業を行いました。緊急仲裁人制度は、仲裁廷が未だ構成されていない段階で緊急仲裁人を任命することで証拠保全等の暫定的措置を可能にする制度で、本ニュースレターは、緊急仲裁人による暫定的措置と国内裁判所による暫定的措置とを比較し、双方のメリット・デメリット等を挙げるものでした。

- フランス Antitrust 訴訟に関する記事の和訳

フランスにおける Antitrust 訴訟に関して、マクダーモット・パリオフィス所属の弁護士が執筆した記事の和訳作業を、本プログラムでパリオフィスに派遣されていた加藤らささんと共同で行いました。私は、フランスにおける競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟について、①共同訴訟手続の利用方法、②いかなる損害が賠償の対象となるか、③複数の違反者がいる場合に被告間の求償は認められるか、④被告にはどのような防御方法があるか、等のセクションを担当しました。

- ii. 電話会議の見学、競争法違反事件のリサーチ
日本のクライアントとの電話会議を見学させていただき、これに関連して、過去の競争法違反事件についてリサーチを行いました。具体的には、European Commission（以下「EC」）が課徴金を科した事件について、日本の公正取引委員会が公表した見解、日本のニュースサイトの記事、当事者のコーポレートウェブサイトにおけるプレスリリースなどに基づき、英語でメモランダムを作成しました。
- iii. 日本企業の関わった競争法違反事件のリサーチ
ある日本企業が過去に関わった、日本を含む各国での競争法違反事件をリサーチして要約するという作業を行いました。日本の公正取引委員会、アメリカの Department of Justice 等のプレスリリースから情報を集めました。
- iv. 日本 EU 間の EPA (FTA) の法的側面に関するメモの作成
2017 年 7 月 6 日に、日本と EU との間で EPA (Economic Partnership Agreement) の大枠合意が成立したため、その法的側面に関するメモランダムを作成しました。具体的には、地理的表示保護制度 (Geographic Identification System) の相互承認、EU 一般データ保護規則 (前述) における日本の十分性認定に向けた方針等について、欧州委員会、農林水産省、JETRO のウェブサイトやニュースサイト等の情報を元にメモランダムにまとめました。
- v. オランダ・ハーグの弁護士事務所の訪問
オランダ・ハーグにある法律事務所に、オランダ法資格を有する日本人の弁護士が所属しており、マクダーモットのブリュッセルオフィスと親交があることから、ブリュッセル滞在中に同事務所を訪問させていただきました。日本企業がオランダでビジネスを行う利点、ヨーロッパ・アメリカ・日本の働き方の違い等について興味深い話を伺いました。

III レポート

和訳作業

- 和訳をする際には、英語でまず内容を理解し、その内容を日本語で表現する際に最も適切な表現が何かを考えるように心掛けました。内容を明確に理解できないときは、誤った解釈に基づいて翻訳しないように、執筆者にメールで確認しました。
- 英語と日本語は全く異なる言語であるため、そのまま辞書どおりに訳すと不自然になり意味が分かりにくくなってしまうですが、あまりにも自分の解釈を入れすぎると執筆者の意図から外れてしまうので、バランスをとるように注意しました。

英訳作業、英語でのメモランダム作成

英語のネイティブスピーカーではないため、英文を書く作業は私にとって難しく感じられました。企業の法務部員時代に英文契約書のドラフティングをした経験がありますが、契約書には一定の独特な言回しがあるため、逆に表現であまり悩む必要もなく、楽だったように思います。

リサーチ

リサーチに関しては、日本の事務所でも海外の事務所でも、必要な情報をウェブサイト、データベース等を利用して収集し、一見して内容が理解しやすいように整理してまとめる、という点で、使用言語を除けば基本的に同じであると改めて感じました。

競争法

- マクダーモットのブリュッセルオフィスは競争法プラクティスを中心だったので、白石先生の経済法の授業を受講していたことがとても役立ちました。EU の競争法と日本の独占禁止法とは共通する点があり、また、白石先生は授業の中で EU の事件についても扱われていたので、リサーチをする際などに理解がしやすかったです。
- 業務の 1 つとして、既に発表されている EC の競争法違反事件に関する決定を要約しました。EC の決定を全文読むのは初めてでしたが、決定には、どのような事実があったか、その事実によどのように法を適用したか、その際、事実をいかに評価したか、という内容が示されており、どの国の法であっても根底にある考え方は同じであることが実感できました。

言語

ブリュッセルオフィス内でのコミュニケーションは、業務に関しては基本的に英語で行われていました。店・レストラン等においても、まずはフランス語で話しかけられますが、大抵の場所で英語も通じるので、特に困ることはありませんでした。ただ、業務においても日常生活においても、フランス語が分かればもっと良かったのに、と思うこともしばしばあったので、大学学部生時代に勉強したフランス語をもう一度勉強し直すきっかけにしたいと考えています。

その他

- ベルギーの弁護士は、仕事を探す時点でどのプラクティスを専門とするかを決めている（おそらく、特定の分野向けのコースを大学で選択している）のが通常のように、司法試験・司法修習が終わった時点、または働き始めて数年経った時点で専門分野を決める日本とは、大きく異なる点であると感じました。
- ヨーロッパの企業と比較した日本の企業の特徴を尋ねると、複数の弁護士が、日本の企業が物事を行うためには社内のコンセンサスを必要とするため、ときに決定のスピードが遅くビジネスチャンスを逃しているとコメントしていました。また、日本の企業の法務担当者は外部弁護士がどのように案件を進めているのか詳細に知り

たがる傾向にあり，これに対して西欧の企業は，過程は弁護士事務所にすべて任せるが結果上手いかなければ責任をとらせる，というスタンスであると聞きました。このような，いわゆる「お国柄」というような差異は，個人的に興味深く感じました。

- 日本人，特に日本の弁護士がワーカホリックだというのはヨーロッパの方の共通認識のようでした。どのような働き方・ライフスタイルが自分に合っているのか，それを実現するためには何をすべきなのか，改めて考えさせられました。

最後に

私は今まで海外に長期滞在した経験がありませんでした。今回ヨーロッパで 1 ヶ月間インターンシップをさせていただき，私自身の考え方や今後の生き方にも影響するような貴重な体験をさせていただきました。このような機会を与えてくださった岩村正彦先生，藤田友敬先生，後藤元先生，BLC 川村真理様，ご支援をいただきました企業の皆さまに，深くお礼申し上げます。

